

告 示

埼玉県告示第九十四号

測量計画機関である秋山建設株式会社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において使用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年一月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

秋山建設株式会社

二 作業種類

公共測量（三、四級基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

加須市正能・戸崎地内

四 作業期間

令和三年一月二十日から令和三年三月三十一日まで